

1. 件名：株式会社日立製作所の3条改正に伴う原子炉設置許可の届出に係る設置者ヒアリング

2. 日時：令和2年7月15日（水）16時00分～16時45分

3. 場所：

（1）原子力規制庁10階南会議室※

（2）株式会社日立製作所 王禅寺センタ※

※：本ヒアリングは、電話会議システムにて実施

4. 出席者：

（1）原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

川末主任安全審査官、上野管理官補佐、山田係員

（2）株式会社日立製作所 王禅寺センタ長 他2名

5. 議事要旨

（1）株式会社日立製作所（以下「日立製作所」という。）から、令和2年6月26日付けで申請のあった原子炉設置許可の届出について資料に基づき説明があった。

（2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行なった。

・ 「経営責任者」とは、具体的にどの役職を考えているか。

（3）原子力規制庁から以下の内容を伝えた。

・ 「経営責任者」とは、リソースの適正配分に関し最終権限を持つ者（例えば代表取締役）であること、保安に係る組織のトップと同じであることから、保安規定を変更する際には、これを勘案すること。

6. 配付資料

・ 日立製作所からの配付資料

資料1 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」と「設置許可変更届出書（HR20-041B）」の対応について